

# 第 4 章 教 職 員

## 第 1 節 教 職 員 定 数

平成 19 年度公立小・中学校、県立学校等の教職員定数は、次表のとおりである。（単位：人）

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学 校	平成 19 年度 計	平成 18 年度 定数	前年度増減	備考
校 長 教 諭 講 師	専 任	20,266	11,206	7,547	2,709	41,728	41,298	430	
	再 任 用	50	20	82	4	156	140	16	
	非 常 勤	416	409	292	50	1,167	1,166	1	
	計	20,732	11,635	7,921	2,763	43,051	42,604	447	
養 護 教 諭	専 任	1,056	451	249	59	1,815	1,808	7	
	再 任 用	1	0	2	0	3	1	2	
	非 常 勤			1		1	1	0	
	計	1,057	451	252	59	1,819	1,810	9	
栄 養 教 諭	専 任	6	4			10	10	0	
	再 任 用	0	0			0	0	0	
	非 常 勤					0	0	0	
	計	6	4	0	0	10	10	0	
寄 宿 舎 指 導 員	専 任				87	87	87	0	
	再 任 用				0	0	0	0	
	計				87	87	87	0	
事 務 員	専 任	1,047	497	696	135	2,375	2,373	2	
	再 任 用	1	1			2	2	0	
	計	1,048	498	696	135	2,377	2,375	2	
実 習 手 助	専 任			520	56	576	592	16	
	再 任 用			10	0	10	6	4	
	計			530	56	586	598	12	
用 務 員	専 任			258	40	298	310	12	
	嘱 託 員			79	7	86	78	8	
	計			337	47	384	388	4	
栄 養 職 員		316	85	6	28	435	443	8	
技 術 職 員	ボ イ ラ ー マ ン				6	6	6	0	
	調 理 員 ( 専 任 )			53	68	121	123	2	
	調 理 員 ( 再 任 用 )			1	0	1	2	1	
	調 理 員 ( 嘱 託 員 )			3	16	19	18	1	
	介 護 員 ( 専 任 )				134	134	137	3	
	介 護 員 ( 再 任 用 )				4	4	5	1	
	介 護 員 ( 嘱 託 員 )				41	41	32	9	
	船 員			13		13	25	12	
計			70	269	339	348	9		
合 計	専 任	22,691	12,243	9,342	3,322	47,598	47,212	386	
	再 任 用	52	21	95	8	176	156	20	
	非 常 勤・嘱 託 員	416	409	375	114	1,314	1,295	19	
	計	23,159	12,673	9,812	3,444	49,088	48,663	425	

## 第 2 節 教 職 員 の 人 事

### 1 教職員の人事

平成 20 年度教職員定期人事異動方針と異動状況は次のとおりである。

#### (1)人事異動方針

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

ア 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。

イ 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。

ウ 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。

エ 特別支援教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の適正化に努める。

オ 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき勤務成績が優秀で、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。

カ 市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

#### (2)異動状況

県立学校（特別支援学校部主事は教頭等を含む。）

（単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	30	30	263	323
新 任	31	64	360	455
転 任	13	38	840	891
計	74	132	1,463	1,669

中学校（主幹教諭は教頭等を含む。）

（単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	47	7	163	217
新 任	51	88	465	604
転 任	26	16	1,060	1,102
計	124	111	1,688	1,923

小学校（主幹教諭は教頭等を含む。）

（単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	128	55	503	686
新 任	150	179	892	1,221
転 任	67	46	1,776	1,889
計	345	280	3,171	3,796

## 2 教員採用選考試験

平成 20 年度（平成 19 年実施）教員採用選考試験を次のとおり実施した。

### (1) 期日

- ア 第 1 次試験 平成 19 年 7 月 21 日  
 イ 第 2 次試験 1 日目 平成 19 年 8 月 21 日  
 2 日目 平成 19 年 8 月 22 日

### (2) 試験の方法

筆記試験（教職・教養、教科専門、教科専門、小論文）、実技試験、クレペリン検査、  
口述試験

### (3) 選考結果

県立学校

（単位：人）

区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数	区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国 語	204	181	54	43	農 業	41	37	6	5
地 歴	358	304	32	28	情 報	50	48	8	5
公 民	194	163	10	4	福 祉	34	30	2	1
数 学	257	227	36	29	建 築	6	6	1	1
理 科	289	247	36	27	土 木	8	8	1	1
保健体育	402	360	25	22	化学工業	8	8	1	1
家 庭	82	68	13	11	デザイン	7	7	1	1
商 業	221	191	15	12	水 産	1	1	1	1
英 語	317	273	52	34	高校計	2,564	2,234	310	240
機 械	37	33	11	10	特別支援学校	547	503	129	98
電 気	48	42	5	4	合 計	3,111	2,737	439	338

（注）特別選考試験分を含む

中学校

（単位：人）

区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国 語	300	267	75	63
社 会	489	433	57	49
数 学	257	234	72	58
理 科	233	207	55	42
音 楽	246	215	24	21
美 術	159	131	20	16
保健体育	507	456	68	61
技 術	34	31	13	11
家 庭	97	83	22	18
英 語	562	499	118	96
計	2,884	2,556	524	435

（注）推薦による特別選考試験分を含む。

（注）(3) 選考結果の各表の合格者は補欠者数を含む。

## 3 その他

小・中学校及び県立学校教職員に対する懲戒処分は、次のとおりである。

懲戒処分の状況

（単位：人）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
小・中学校	2	0	1	1	4
県立学校	1	2	0	2	5
計	3	2	1	3	9

### 第 3 節 争 訟

教職員に係る争訟事件は、人事委員会における勤務条件に関する措置要求及び処分に関する不服申立て並びに裁判所における処分取消請求及び損害賠償請求の訴訟など、複雑、多岐にわたり、かつ、長期化するものが多い。

このような事件処理には専門的知識が要求されることから、弁護士 3 人に顧問を委嘱している。平成 19 年度における争訟件数は、次のとおりである。

#### 争 訟 の 係 属 状 況

区 分	平成 19 年度 ( 件数 )			
	4/1 現在	増	減	3/31 現在
措置要求	42	52	51	43
不服申立	12	0	3	9
訴 訟	7	3	5	5
計	61	55	59	57

### 第 4 節 教 職 員 の 免 許

#### 1 免許状授与件数

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに授与した免許状の種類別件数は、次のとおりである。

#### 教 育 職 員 免 許 状 授 与 件 数

区 分	専修免	1 種 免	2 種 免	特 免	臨 免	計
高 等 学 校	386	4,636	...	3	9	5,034
中 学 校	253	3,025	203	2		3,483
小 学 校	69	801	320			1,190
幼 稚 園	11	530	2,039	...		2,580
養 護 教 員	6	148	165	...		319
栄 養 教 員		162	40	...	...	202
特 別 支 援 学 校		118	10	...		128
自 立 教 科 等	特別支援学校 ( 視覚障害者 )	...				0
	特別支援学校 ( 聴覚障害者 )	...				0
	自 立 活 動	...		...	...	0
計	725	9,420	2,777	5	9	12,936

( 注 ) 「...」は、免許状授与規定のない箇所である。

## 第 5 節 教 職 員 の 資 格 付 与

### 1 認定講習

現職教員の資質の向上を図るため、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、他の種類（教科を含む。）の免許状を取得するために必要な単位を修得させることを目的として、この認定講習を昭和 25 年度から継続実施してきた。平成 19 年度の開設講座別単位授与状況は、次のとおりである。

講 座 別 単 位 授 与 状 況

開 設 科 目	講 座 数	延 授 与 単 位 数
教 科 に 関 する 科 目	2	84
教 職 に 関 する 科 目	14	708
養 護 に 関 する 科 目	1	40
特 別 支 援 教 育 に 関 する 科 目	7	363
計	24	1,195

### 2 小学校教諭免許状取得研修事業

小学校教諭免許状を取得させ、小中学校間又は特別支援学校の各部間の円滑な人事交流に資するため、大学通信教育を利用して実施した。

平成 19 年度の履修結果は、次のとおりである。

実施大学 玉川大学通信教育部（文学部教育学科）  
 期 間 平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月まで  
 人 員 80 人

## 第 6 節 教 職 員 の 給 与 及 び 退 職 手 当

### 1 給与改定について

項 目	改 正 内 容
1 給 料	(1)給料表 国の俸給表に準じて改定する。 なお、教育職の給料表については、全国人事委員会連合会が作成した教育職参考モデル給料表に準じて改定する。 (2)初任給等 初任給基準を引き上げる。 若年層の給料水準を引き上げる。
2 地 域 手 当	県外の公署に勤務する職員の支給割合について、国に準じて改定する。 (東京都特別区 14% 14.5% +0.5%)
3 扶 養 手 当	子等に対する支給額を引き上げる。 ・ 2 人目まで：6,000 円 6,500 円（+ 500 円） ・ 3 人目以降：5,000 円 6,500 円（+ 1,500 円）
4 住 居 手 当	借家・借間居住者に対する最高支給限度額を引き上げる。 26,500 円 27,000 円（+ 500 円）
5 期 末 ・ 勤 勉 手 当	勤勉手当の支給割合を国に準じて改める。 ・ 平成 19 年度 12 月期：0.725 月分 0.775 月分（+ 0.05 月分） ・ 平成 20 年度 6 月期及び 12 月期：0.725 月分 0.75 月分（+ 0.025 月分）
6 改 定 時 期	平成 19 年 4 月 1 日 (なお、上記 5 の平成 20 年度については、平成 20 年 4 月 1 日改定)

2 主幹教諭の職の設置にかかる給料表の改定について

- ・学校教育法等の一部改正により平成20年度から設置可能となった主幹教諭の職を小中学校の一部を設置するにあたり、教育職給料表(二)を全国人事委員会連合会が作成した教育職参考モデル給料表に準じて改定し、特2級を新設する。

- ・改定時期 平成20年4月1日

3 退職手当

平成19年度中における退職手当の支給状況は、次のとおりである。

退職手当支給人員と金額 (19.4.1~20.3.31)

区 分	退 職 手 当	
	支給人員(人)	支給総額(円)
小 学 校	1,907	27,220,872,696
中 学 校	912	8,569,685,439
高 等 学 校	705	9,815,631,772
特 別 支 援 学 校	464	1,371,245,443
計	3,988	46,977,435,350

第7節 退職後の年金及び公務災害補償

1 年金

平成19年度における「恩給法」に基づく普通恩給及び扶助料、並びに「公立学校職員等の退職年金及び退職一時金に関する条例」に基づく普通年金及び遺族年金の支給状況は、次のとおりである。

なお、地方公務員等共済組合法の施行によって、昭和37年12月1日以降退職の者については、同法による共済制度の年金が支給されている。

区 分	支給人員(人)	年 金 額 ( 円 )
普 通 恩 給	106	191,688,267
扶 助 料	354	538,456,258
普 通 年 金	21	18,441,966
遺 族 年 金	8	5,457,166
計	489	754,043,657

## 2 公務災害補償

### (1) 「地方公務員災害補償法」に基づく補償

職員の公務上又は通勤途上の災害(負傷、疾病、障害、死亡)による損害に対しては、「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)」により、「地方公務員災害補償基金」から補償が行われているが、その状況は次のとおりである。

補 償 状 況 (19.4.1～20.3.31)

区 分		療養補償	傷病補償	障害補償	遺族補償	葬祭補償	休業補償	福祉事業	計
公務災害	義務制学校	38,427,587 (213)	0 (0)	12,220,687 (5)	31,119,064 (11)	0 (0)	0 (0)	10,348,658 (21)	92,115,996 (250)
	非義務制学校等	7,506,492 (81)	0 (0)	2,284,200 (1)	29,468,781 (11)	1,308,300 (1)	0 (0)	27,915,214 (14)	68,482,987 (108)
	計	45,934,079 (294)	0 (0)	14,504,887 (6)	60,587,845 (22)	1,308,300 (1)	0 (0)	38,263,872 (35)	160,598,983 (358)
通勤災害	義務制学校	865,773 (4)	0 (0)	5,476,100 (3)	6,339,133 (3)	0 (0)	0 (0)	2,363,100 (6)	15,044,106 (16)
	非義務制学校等	6,016,583 (9)	0 (0)	3,129,400 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	625,900 (2)	9,771,883 (13)
	計	6,882,356 (13)	0 (0)	8,605,500 (5)	6,339,133 (3)	0 (0)	0 (0)	2,989,000 (8)	24,815,989 (29)
合 計		52,816,435 (307)	0 (0)	23,110,387 (11)	66,926,978 (25)	1,308,300 (1)	0 (0)	41,252,872 (43)	185,414,972 (387)

1 単位は円 2 ( )は補償人員

3 義務制学校とは、小学校、中学校、特別支援学校の小・中学部をいう。

非義務制学校等とは、高等学校、特別支援学校の高等部、大学、事務局をいう。

### (2) 条例に基づく補償

労働基準法別表第一以外の事務所に雇用される非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第35号)」により、任命権者が補償を行うこととされている。

平成19年度は、該当者0人。

### (3) 「労働者災害補償保険法」に基づく補償

労働基準法別表第一第1号から第15号に該当する事務所に雇用されている非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」により、「国(厚生労働省)」が補償を行うこととされている。

平成19年度は、該当者7人。

## 第 8 節 教 職 員 の 福 利 厚 生

### 1 公立学校共済組合

公立学校共済組合は、昭和37年12月1日の地方公務員等共済組合法の施行に伴い設立された特殊法人で、公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図るために必要な短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業を実施している。

組合は、本部を東京に、支部を各都道府県教育委員会に置き、支部長には教育長を充て、支部の事務は教育委員会の総括のもとに行っており、平成20年3月末現在の本県における組合員は49,397人である。

なお、当支部における平成19年度各事業の実施状況は、次のとおりである。

#### (1)短期給付事業

短期給付は、保健給付、休業給付及び災害給付と、これらにあわせて給付される附加給付と一部負担金払戻金の給付からなっている。

なお、この短期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

(千分率)

区 分		短 期 給 付		福 祉 事 業		介 護 納 付 金	
		掛 金 率	負 担 金 率	掛 金 率	負 担 金 率	掛 金 率	負 担 金 率
一 般 組 合 員	給 料	37.00	37.21	1.65	1.65	4.49	4.49
	期 末 手 当 等	29.60	29.77	1.32	1.32	3.59	3.59
船 員 組 合 員	給 料	29.50	52.21	1.65	1.65	4.49	4.49
	期 末 手 当 等	23.60	41.77	1.32	1.32	3.59	3.59

(注) 短期給付の負担金率に育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分を給料に0.21、期末手当等に0.17を含む。

平成 19 年度の給付状況は、次のとおりである

保 健 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 ( 件 )	金 額 ( 円 )
療 養 の 給 付	412,028	4,121,986,544
入 院 時 食 事 療 養 の 給 付	3,456	28,788,232
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	34	1,874,494
家 族 療 養 の 給 付	364,985	3,266,154,687
家 族 入 院 時 食 事 療 養 の 給 付	3,071	34,497,260
家 族 訪 問 看 護 療 養 の 給 付	190	8,316,666
高 額 療 養 の 給 付	1,346	161,274,082
療 養 費	24,988	115,692,034
家 族 療 養 費	16,235	83,089,610
高 額 療 養 費	2,287	223,697,991
薬 剤 支 給	247,577	1,317,591,596
移 送 費	0	0
出 産 費	755	264,250,000
家 族 出 産 費	399	139,650,000
埋 葬 料	55	2,750,000
家 族 埋 葬 料	149	7,450,000
計	1,077,555	9,777,063,196

休 業 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 ( 件 )	金 額 ( 円 )
傷 病 手 当 金	884	239,558,417
出 産 手 当 金	5	581,280
休 業 手 当 金	10	1,883,513
育 児 休 業 手 当 金	8,132	1,047,562,072
介 護 休 業 手 当 金	146	16,612,013
計	9,177	1,306,197,295

災 害 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 ( 件 )	金 額 ( 円 )
弔 慰 金	0	0
家 族 弔 慰 金	0	0
災 害 見 舞 金	2	2,176,850
計	2	2,176,850

附 加 給 付 等 の 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 ( 件 )	金 額 ( 円 )
家 族 療 養 費	3,207	130,029,100
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	0	0
出 産 費	750	37,500,000
家 族 出 産 費	399	19,950,000
埋 葬 料	55	1,375,000
家 族 埋 葬 料	149	3,725,000
傷 病 手 当 金	153	31,487,133
災 害 見 舞 金	2	1,306,110
結 婚 手 当 金	931	74,480,000
入 院 附 加 金	2,475	14,736,500
小 計	8,121	314,588,843
一 部 負 担 金 払 戻 金	5,774	215,528,500
計	13,895	530,117,343

(2)長期給付

長期給付は、退職給付、障害給付及び遺族給付からなっている。長期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

財 源 率 (千分率)

区 分	掛 金 率		負 担 金 率		追 加 費 用 率
	4月から8月	9月から3月	4月から8月	9月から3月	
給 料	88.075	90.2875	114.325	116.5375	義務教育職員 130.5
期 末 手 当 等	70.46	72.23	91.46	93.23	その他の教職員 75.6

(注)負担金率に、基礎年金拠出金の公的負担を給料に25.875・期末手当等に20.7含み、公務による障害共済年金等の公的負担は給料に0.375・期末手当等に0.3含む。

平成19年度における年金の決定状況は、次のとおりである。

年 金 の 支 給 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 ( 件 )	金 額 ( 円 )
退 職 共 済 年 金	1,064	1,937,046,200
障 害 共 済 年 金	56	69,837,500
遺 族 共 済 年 金	27	40,066,800
計	1,147	2,046,950,500
退 職 届 書	960	

備考 共済組合支部で年金請求書の審査を行い、共済組合本部で年金額の決定及び支払いを行っている。

(3)福祉事業

ア 保健福祉事業

組合員の保健、保養及び教養を高めるための事業を実施しており、平成19年度に実施した内容は次のとおりである。

人間ドック、生活習慣病予防講座、メンタルヘルス相談、健康づくり事業、へき地医薬品券配付、厚生施設等利用補助、介護講座、福利厚生等相談など。

イ 貸付事業

組合員が住宅の新築等臨時に資金を必要とする場合に貸付を行うものであり、平成19年度の貸付状況は次のとおりである。

なお、平成20年3月末における貸付残高は、件数で12,851件、金額で491億6,881万円となっている。

貸 付 件 数 と 金 額

貸 付 種 目	件 数 ( 件 )	金 額 ( 円 )
一 般 貸 付	505	721,900,000
住 宅 貸 付	266	2,625,200,000
住 宅 災 害 貸 付	0	0
教 育 貸 付	100	174,000,000
災 害 貸 付	0	0
医 療 貸 付	4	4,600,000
結 婚 貸 付	35	61,100,000
葬 祭 貸 付	1	1,300,000
高 額 医 療 貸 付	0	0
出 産 貸 付	0	0
計	911	3,588,100,000

## ウ 住宅事業

地方公共団体が行う教職員住宅の建設事業に対して、共済組合の資金を投融資している。  
平成 19 年度末における共済組合の住宅保有戸数は、県立学校分 26 戸である。

## エ 宿泊事業

組合員とその家族の宿泊、会合、保養等の施設として、名古屋宿泊所「ルブラ王山」と蒲郡保養所「蒲郡荘」があり、平成 19 年度における利用状況は、次のとおりである。

宿 泊 等 利 用 人 員 (単位：人)

区 分	ルブラ王山	蒲 郡 荘	計
宿 泊	18,988	8,850	27,838
宿 泊 外	236,967	41,784	278,751
計	255,955	50,634	306,589

## 2 財団法人愛知県教育職員互助会

愛知県教育職員互助会は、「愛知県職員の共済制度に関する条例」に基づき設置され、昭和 47 年 5 月 1 日に公益法人の認可を得て財団法人となったもので、公立学校教職員等の相互共済及び福利増進を図るために福利厚生、相互扶助、ニューライフ援助金の事業を実施している。

### (1) 組織

会員は、主に公立学校の教職員及び県教育委員会事務局の職員で構成されており、平成 20 年 3 月 31 日現在の会員数は 47,149 人であった。

役員は、会長、副会長(3人)、委員(会長及び副会長を含め 9人)、運営審議会委員(40人)、及び監事(4人)の構成であり、会議として理事会及び運営審議会を設けている。

### (2) 事業概要

事業の財源は、主に会員の掛金(給料の月額×1/100)及び補助金等であり、以下のとおり事業を行った。

#### ア 福利厚生事業

死亡弔慰金、遺児育英金、傷病手当金、介護手当金、人間ドック健診補助事業、体育大会助成事業、生涯設計啓発事業、教育文化事業、選択型医療福祉事業、防災服購入費補助金の給付及び厚生諸費振替費

#### イ 相互扶助事業

看護補助者雇用費補助金、選択型厚生事業、結婚祝金、入学祝金、義務教育終了祝金、災害見舞金、身体障害者補装具購入費補助金、療養者見舞事業、長期在会者祝福事業、会員医療費補助金、家族医療費補助金の給付

#### ウ ニューライフ援助金事業

退会祝金、ライフプラン援助金の給付

#### エ 貸付事業

住宅資金、一般資金、新規採用者の臨時資金、高額通勤手当資金の貸付事業

## 3 福祉貯金

社内預金制度として、愛知県教育委員会が定めた「貯蓄金管理要綱」に基づき、昭和 47 年度から互助会に教職員等の預金の管理に関する事務を委託し、実施している。

平成 20 年 3 月 31 日現在の加入者数は 33,352 人、貯金残高は 120,511,506,042 円であった。

#### 4 財形貯蓄

教職員の財産形成を促進し、生活の安定に寄与するために、勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄事業を昭和 56 年 2 月から実施し、昭和 59 年 6 月に財形年金、昭和 63 年 4 月に財形住宅を加えた。

平成 20 年 3 月 31 日現在の貯蓄件数は次のとおりであった。

一般財形 6,844 件

財形年金 4,712 件

財形住宅 1,388 件

#### 第 9 節 学校事務職員の研修

県立学校事務職員については、県自治研修所に委託して、県職員と同様の研修を実施している。

小中学校事務職員については、県教育委員会において研修を企画し、実施しているが、平成 19 年度の研修実績は次のとおりである。

研 修 名	対 象 者	人 員	期 間	日 数	研 修 内 容
(1)新規採用者研修 ア 前 期	平成 19 年度 採 用 者	52 人	4/18,24,26	3 日	学校事務職員として必要な導入研修(給与、福利、公務員の在り方など)
イ 後 期	"	54 人	9/10,20,26	3 日	学校事務職員として必要な基礎的知識の習得(給与制度など)
(2)中堅者前期研修	平成 12・13 年度採用者	31 人	10/18,22,25,29 11/8,12,14	7 日	中堅職員として必要な幅広い視野と的確な判断力の養成並びに職務遂行能力の向上(人間関係論、討議研修等)
(3)主 査 研 修 ア 新 任	平成 19 年度 昇 任 者	40 人	5/24,28,31	3 日	主査として必要な管理指導能力の養成(リーダーの心得、グループワークなど)
イ 現 任	平成 14 年度 昇 任 者	34 人	6/11,19	2 日	
(4)事 務 長 研 修 新 任	平成 19 年度 昇 任 者	39 人	5/10,14	2 日	事務長としての自覚役割及び学校経営参画への企画・遂行能力の養成(学校教育の今日的課題グループワーク等)
(5)特 別 研 修 コンピュータ研修	希 望 者	21 人	7/9	1 日	表計算基礎コース
	"	69 人	7/10,12,18,20	4 日	表計算応用コース(2日間×2回)
	"	31 人	9/19,21	2 日	表計算発展コース
(6)職 場 研 修	平成 19 年度 採 用 者	54 人	4/1~ 概ね 2 か月間	20 日	先輩職員によるマンツーマン方式による実務研修(庶務、旅費、給与、経理、施設、備品管理など)